

市川三郷町の給与・定員管理等について

(市川三郷町人事行政の運営等の状況報告)

平成23年版

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	17,575	8,626,421	797,957	1,220,073	14.1	14.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

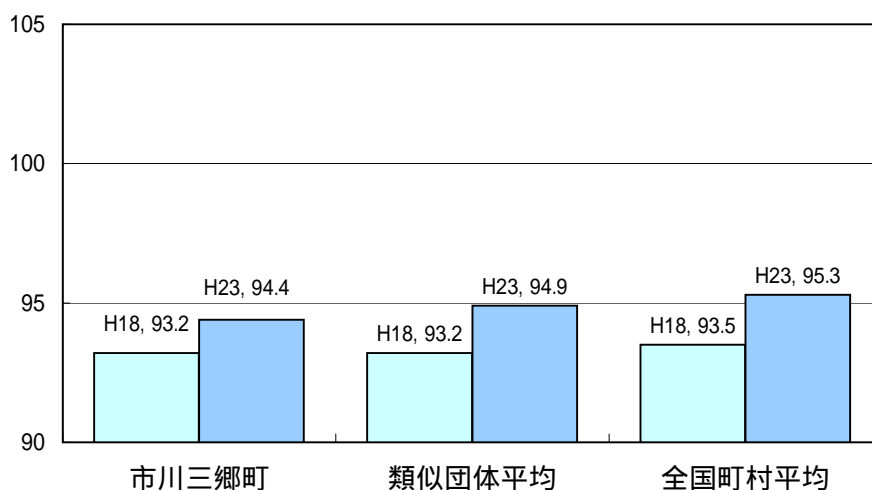
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	167	585,094	60,740	214,676	860,510	5,153	5,555

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況(23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
市川三郷町	42.8 歳	316,600 円	344,928 円	334,256 円
山梨県	43.2 歳	335,675 円	415,536 円	373,791 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	397,773 円
類似団体	43.3 歳	320,558 円	369,308 円	343,187 円

技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢		平均給与月額(B)
市川三郷町	52.4歳	17人	246,700円	281,176円	252,475円	-	-	-	-
うち学校給食員	57.8歳	2人	252,100円	254,850円	252,100円	調理員	43.1 歳	274,400 円	0.93
うち自動車運転手	60.7歳	1人	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	49.3歳	168人	334,046円	386,049円	359,815円	-	-	-	-
国	49.5歳	3,689人	283,862円	321,662円	321,662円	-	-	-	-
類似団体	49.7歳	19人	274,304円	295,456円	285,185円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
市川三郷町	-	-	-
うち学校給食員	4,011,041円	3,634,600円	1.10
うち自動車運転手	-	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
市川三郷町	33.8 歳	246,840 円	255,082 円	251,557 円
山梨県	43.0 歳	355,717 円	417,341 円	374,939 円
国	45.5 歳	314,065 円	343,856 円	343,856 円
類似団体	40.8 歳	292,039 円	337,597 円	300,551 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分	市川三郷町	山梨県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	-
	中学卒	129,200 円	129,200 円	-
看護・保健職	大学卒	198,300 円	206,900 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(23年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	246,967 円	293,083 円	334,550 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
看護・保健職	大学卒	- 円	- 円	- 円

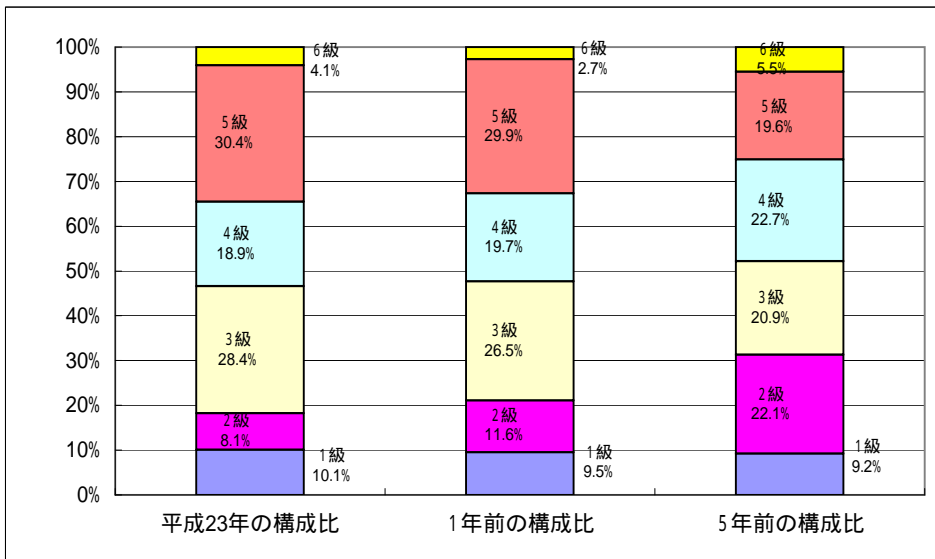
2 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補	15 人	10.1 %
2 級	主任	12 人	8.1 %
3 級	主査・主査係長	42 人	28.4 %
4 級	主幹・主幹係長	28 人	18.9 %
5 級	主幹係長・課長	45 人	30.4 %
6 級	課長	6 人	4.1 %

(注) 1 市川三郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務実績に応じて勤勉手当の支給率を反映している。
現在、今後の昇格昇給等に反映させるため人事評価を試行している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

市川三郷町		山梨県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,240 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,572 千円			
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)】

勤務実績に応じて勤勉手当の支給率を反映している。
現在、今後の昇格昇給等に反映させるため人事評価を試行している。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

市川三郷町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 907 千円 14,433 千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当

支給実績(22年度決算)				516千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				46,909円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				5.70%
手当の種類(手当数)				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	税務事務に従事した職員	町税の賦課及び徴収	月額 係長	5,000円
			課員	4,000円
行旅病人及び死亡人 処理手当	行旅病人又は死亡人の処理作業 に従事した職員	行旅病人の救護、死 人の取扱い業務	救護 1件	500円
			処理 1件	1,000円
野犬捕獲等の作業手当	野犬の捕獲等の作業に従事する 職員	捕獲及び業殺の作業 に関する業務	日額	1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22 年度 決算)	19,743 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (22 年度 決算)	102 千円
支給実績 (21 年度 決算)	14,861 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (21 年度 決算)	76 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同		20,836千円	228,967円
	1人(配偶者非扶養) 6,500円				
	1人(配偶者なし) 11,000円				
	特定期間の加算 5,000円				
住居手当	1.職員の居住する借家・借間自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	同	国は、所有する住宅に対する制度は無し	10,638千円	110,811円
	家賃23,000円以下 家賃-12,000円				
	家賃23,000円を超え55,000円未満 $\frac{\text{家賃}-23,000\text{円}}{2} + 11,000\text{円}$				
	家賃55,000円以上 27,000円				
2.自宅その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主であるもの 平成23年4月1日廃止					
通勤手当	1.交通機関等の利用者通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	同		6,175千円	51,892円
	2.自動車等の使用者通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること				
	～5km 2,000円				
	5km～10km 4,100円				
	10km～15km 6,500円				
	15km～20km 8,900円				
	20km～25km 11,300円				
	25km～30km 13,700円				
	30km～35km 16,100円				
	35km～40km 18,500円				
	40km～45km 20,900円				
	45km～50km 21,800円				
	50km～55km 22,700円				
	55km～60km 23,600円				
60km～ 24,500円					
管理職手当		同		5,666千円	298,231円
宿日直手当				4,565 千円	24,028 円

5 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	319,000 円	(638,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額		798,000 円, 319,000 円
		230,000 円		340,000 円, 230,000 円		
報 酬	議 長	(230,000 円)				280,000 円, 180,000 円
	副 議 長	(180,000 円)				258,000 円, 157,000 円
	議 員	(157,000 円)				
期 末 手 当	市区町村長	(22年度支給割合)	3.90	月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合)	3.30	月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	給料月額 × 42/100 × 在任月数		(支給時期)	任期毎
	備 考					

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

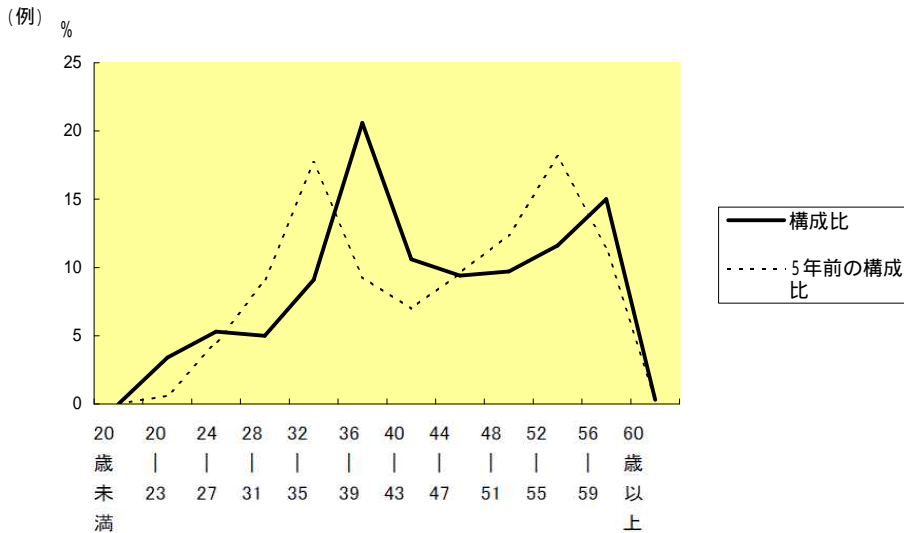
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数							対前年増減数	主な増減理由	
		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	4	2	2	2	2	2	2	0	
		総務	62	50	57	47	49	48	52	4	政策推進室、三珠支所増員 地域医療調査検討委員会への派遣
		税務	9	11	10	11	11	11	11	0	
		農水	17	14	13	13	13	14	14	0	
		商工	3	6	6	6	5	5	5	0	
		土木	16	17	13	11	13	11	10	1	中部横断自動車道用地事務所派遣解除
		民生	39	37	33	35	31	31	33	2	保育士増員
		衛生	14	19	14	21	23	21	22	1	つむぎの湯増員
	計	164	156	148	146	147	143	149	6		
	教育部門	33	32	28	27	26	24	23	1	三珠支所生涯学習スポーツ担当兼務のため	
消防部門			-	-	-	-	-	-			
小 計	33	32	28	27	26	24	23	1			
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	116	113	108	106	100	98	94	4	総務係と経理係の統合、 看護師、レントゲン技師の欠員不補充	
	水道・下水道	16	13	13	8	7	7	7	0		
	その他	46	41	43	43	45	46	47	1	介護福祉士増員	
	小 計	178	167	164	157	152	151	148	3		
合 計	375	355	340	330	325	318	320	2			
		[387]	[387]	[387]	[387]	[387]	[387]	[387]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	0	11	17	16	29	66	34	30	31	37	48	1	320										

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(第1次)

(単位:人・%)

部門別	年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		156	148	146	147	143	149	7 (-4.49%)
教育		33	29	28	27	25	24	9 (-27.27%)
消防		0	0	0	0	0	0 (-.-.-%)	
普通会計計		189	177	174	174	168	173	16 (-8.47%)
公営企業等会計計		167	164	157	152	151	148	19 (-11.38%)
総合計		356	341	331	326	319	321	35 (-9.83%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(特別職のうち教育長を含む)

定員管理の数値目標

ア 平成23年4月1日～平成26年4月1日における定員管理の数値目標

平成23年4月1日	平成26年4月1日	純減数	純減率
職員数	職員数	人	%
321	309	12	3.7%

(参考)市川三郷町における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成23年4月1日	平成26年4月1日	12人の削減

(4) 職員の採用及び退職等の状況

(平成22年度)

	採用	退職				合計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	7	1	0	2	0	3
医療職	4	4	0	1	0	5
技能労務職	1	2	0	0	0	2
福祉職	1	0	0	1	0	1
教育職	0	0	0	0	0	0
公安職	0	0	0	0	0	0
合計	13	7	0	4	0	11
構成比(%)		63.6%	0.0%	36.4%	0.0%	100%

退職欄「その他」は、死亡等が含まれる。

(5) 職員採用試験の状況

(平成22年度)

ア 実施日

職種	第1次試験	第2次試験	最終合格発表日
事務職[]	9月19日	11月1日	12月3日
保育士職	10月17日	12月2日	12月6日
保健師職	10月17日	12月2日	12月6日
看護師職	2月6日	3月2日	3月7日
介護士職	12月2日	-	12月8日

イ 採用試験の実施状況

職種	採用予定数 【人】	申込者数 A 【人】	受験者数 B 【人】	受験率 B/A 【%】	第1次合格者 数 【人】	最終合格者数 D 【人】	競争倍率 B/D 【倍】
事務職[]	2	20	16	80.0%	6	4	4.0
保育士職	1	9	9	100.0%	3	3	3.0
保健師職	1	1	1	100.0%	1	1	1.0
看護師職	4	2	2	100.0%	2	2	1.0
介護士職	1	2	2	100.0%	1	1	1.0

7 職員の勤務時間 全職種

(1) 勤務時間の状況(平成23年4月1日現在)

1週間の勤務時間
38時間45分
一般職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時刻	その他
8時30分	17時15分	12時00分 ～ 13時00分	

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況

平成22年1月1日～平成22年12月31日の平均使用日数 6.4 日

(3) 特別休暇等の状況(平成22年)

休暇の種類	
1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3 骨髓提供休暇	その都度必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後の通院休暇	必要と認める時間
7 分娩休暇	予定日前6週間～後8週間目に当たる日までの期間
8 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 男性職員の育児参加休暇	5日以内
11 子の看護休暇	5日以内
12 忌引き	必要と認める期間
13 父母の祭日休暇	1日
14 夏季休暇	5日以内
15 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
16 住居喪失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
17 非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
18 交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
19 生理休暇	その都度必要と認める期間

(4) 育児休業及び育児部分休業の取得状況 (平成22年度)

	育児休業 取得者	部分休業 取得者	平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員(育児休業等対象者数)		
			うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち部分休業 取得者数
男性職員	1 0	0 0	1	1	0
女性職員	2 5	2 2	2	2	2
合計	3 5	2 2	3	3	2

1 「育児休業取得者」、「部分休業取得者」及び「うち両休業取得者」欄の上段は、平成22年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は、育児休業(部分休業)の期間が平成21年度から22年度にかけて引き続いている者の数。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」および「うち両休業取得者数」欄の上段の平成22年度に新たに育児休業を取得した者の数には、「平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)した職員」と「平成21年度中に育児休業が取得可能となったが、平成22年度に新規に育児休業(部分休業)した職員」の両方が含まれるので「平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち、育児休業取得者数」、「平成22年度中に新たに育児休業が可能となった職員のうち部分休業取得者数」及び「平成21年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(5) 介護休暇の取得状況 (平成22年度)

	介護休暇 取得者	合計	休暇の取得形式		
			全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	0	0			
女性職員	0	0	0		
合計	0	0	0	0	0

8 職員の分限及び懲戒 全職種

(1)分限処分数(平成22年度)

降任	免職	休職	降格	合計	失職
-	-	-	-	0	-

(2)処分事由別分限処分件数

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)					0	
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)					0	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)					0	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)					0	
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					0	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)					0	
合 計	0	0	0	0	0	0
法第28条第4項により失職した者					0	

- 1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため延数で計上
- 2 法とは地方公務員法をいう。

(3)懲戒処分者数(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

戒告	減給	停職	免職	合計
2	-	1	-	3

(4)処分事由別懲戒処分件数

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	-	-	1	-	1
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	-	-	-	-	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	2	-	-	-	2
合 計	2	0	1	0	3

- 1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため延数で計上
- 2 法とは地方公務員法をいう。

9 職員の服務 全職種

(1) 服務規律の遵守(平成22年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
町長 議会議長 教育委員会	地方公務員法、町職員服務規程等に基づき、公務員としての自覚行動について周知徹底した。 自動車運転免許証の更新状況の確認	庁内LANインフォメーション 庁議等 所属長が各人の免許証を確認

10 職員の研修 全職種

平成19年に策定した「人材育成基本方針」に基づき、職員研修計画を策定し、職員の意識改革及び能力開発を進め、時代に適応した人材の育成を推進するとともに、住民サービスの向上と住民ニーズの多様化・高度化に対応した効率的な業務体制の充実に努めた。

主な研修実績(平成22年度)

区分(研修名)	内 容	対象職員 (階層等)	参加者数 (人)
山梨県市町村研修所 研修	階層研修、専門研修、特別研修、実務研修 出張研修、自主研修	該当職 員及び 希望者	196
市川三郷町に人を 『呼ぼうプロジェクト』	本町における定住・交流人口の増加を目的に 職員間で調査・研究・討論を行い、具体的な PR事業を計画・実施	希望者	65
山梨県市町村振興協会 先進施策調査研修	地域の防災力向上コース(兵庫県神戸市、愛知県岡崎市) 防災担当者、広報担当者、人事担当者、土木担当者、福祉担当者	担当部署 職員	5
OJT指導者育成研修	職場内のOJT指導者の育成	該当職員	1

11 福利厚生(互助会)に係る支出について(平成22年度決算)

互助会名	会員数	会費	公費	公費負担率
市川三郷町職員互助会	232	- - -	0	0.00%
市川三郷町立病院職員互助会	93	- - -	0	0.00%

平成19年度以降、互助会等への公費負担は無し。

12 職員の福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利の実施状況(平成22年度)

職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
職員の健康管理に関する周知	・市川三郷町安全衛生委員会の活動を通じて、職員の安全衛生に関する啓発を職場内ネットワークを通じて行った。 特に、職場におけるメンタルヘルス対策や、庁舎内・庁舎周辺の安全対策について問題点を指摘した。
職員の健康管理に関する取組	・管理職を対象に部下のメンタルヘルス予防や発生した際の対応研修を実施 ・各種感染症予防や対応についての協議

(2) 職員の厚生福利の実施状況(平成22年度)

職員の健康診断の実施状況

項 目	概要	検査項目	対象者数	受診者数
職員定期健康診断	市川三郷町立病院への業務委託により、全職員を対象に検診を行った。 (ただし、共済組合助成の人間ドック及び他の医療機関での受診希望者は除く)検査費用については、町が全額負担した。	基本健診	319	84
人間ドック	共済組合からの助成により、人間ドックを希望する者が自己負担で受診した。			227
住民健康診断	臨時職員、非常勤嘱託職員のうち、居住する市町村の健康診断を希望した者が受診した。	基本健診	-	0

1.3 公営企業職員の状況

(1) 水道事業 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 162,613	千円 24,414	千円 12,867	% 7.9	% 8.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤奨手当 千円	計 B 千円	
22年度	人 2	千円 7,560	千円 2,498	千円 2,809	千円 12,867	千円 6,434

(参考) 21年度平均 一人当たり給与費
千円 6,386

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
市川三郷町	43.0 歳	315,050 円	354,850 円
団体平均	42.8 歳	316,600 円	344,928 円
事業者	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤奨手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤奨手当

市川三郷町		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(22年度)	1,404 千円	1人当たり平均支給額(22年度)	1,240 千円
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤奨手当 1.35 月分 (0.65)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤奨手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(23年4月1日現在)

市川三郷町			(一般行政・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	907 千円	14,433 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	358 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	179 千円
支給実績(21年度決算)	409 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	205 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	4(6)「その他の手当」を参照	同	なし	468 千円	19,500 円
住居手当				464 千円	19,333 円
通勤手当				24 千円	1,000 円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成23年4月1日～平成26年4月1日における定員管理の数値目標

平成23年4月1日 職員数	平成26年4月1日 職員数	純減数	純減率
2 人	2 人	0 人	100.00%

(参考)市川三郷町における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成23年4月1日	平成26年4月1日	増減なし

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

7(3) 参照